

令和 7 年度国営事業評価技術検討会公開要領（案）

国営事業評価技術検討会

- 1 原則として公開する。
- 2 一般傍聴者用と報道機関関係者用に分けて、傍聴席を設置する。
- 3 一般の傍聴希望者は別紙 1 に、報道機関関係者は別紙 2 に、氏名等を記入するものとする。
- 4 傍聴者の次に掲げる行為は禁止する。
 - （1）拍手その他の方法により、委員の発言等に対して公然と賛否を表明する行為
 - （2）カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等を用いた撮影・録音行為
 - （3）食事・喫煙行為
 - （4）その他会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となる行為
- 5 委員長は、前項各号に定める行為をした者に対して、退場等の措置を取ることができる。
- 6 報道機関関係者は、第 4 項第 2 号の規定にかかわらず、カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等を用いた撮影、録音ができる。ただし、撮影、録音が取材のために必要と認められる限度を超え、会議の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となると認められる場合には、委員長はこれを禁止又は制限することができる。
- 7 委員長は、会場の都合により傍聴者数を制限することができる。傍聴を希望する者がその制限数を超えるときは、先着順とする。
ただし、委員長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 8 会議の適切な運営を確保するため、傍聴に当たっての留意事項（別紙 3）を会場に掲示し、傍聴者の注意を喚起する。
- 9 答申に必要な現地調査については、各委員が地区の最終的な評価に対して意見を述べるための途中段階で行う調査であり、意見交換については非公開とする。
ただし、要請があれば現地調査を行う日時、調査地区等を公表する。
- 10 現地での意見交換の議事については、議事概要を公表する。
- 11 国営事業評価技術検討会・委員に対する問い合わせ等については、北海道開発局農業水産部が対応する。

受付番号

傍聴希望者受付カード

氏 名

住 所

所 属(会社名等)

国営事業評価技術検討会事務局

[illegible]

傍聴に当たっての留意事項

国営事業評価技術検討会

- 1 会議を傍聴する方は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に氏名等を記入願います。
- 2 会議を傍聴する方は次の事項を遵守^{じゅんしゅ}してください。これらの事項に反する行為をした場合は、退場等の措置を取ることがあります。
なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合があります。
 - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法などにより、委員の発言等に対して公然と賛否を表明することは御遠慮願います。
 - 2) 傍聴に当たって、報道機関関係者以外の方はカメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等による撮影、録音行為は御遠慮願います。
 - 3) 食事及び喫煙は御遠慮願います。
 - 4) その他、会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となるような行為は御遠慮願います。